

個別課題の動き（第2次改訂以降）

【①同和問題】	
県の動き	○「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針」及び「宅地建物取引上の人権問題に関する県のアクションプラン」の策定（H23.6）

【②男女共同参画に関する人権問題】	
国際的な動き	○「北京+20」として、第59回国連婦人の地域委員会（CSW）でこれまでの取り組み状況を発表（H27.3）
国の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○「第3次男女共同参画基本計画」の策定（H22.7） <ul style="list-style-type: none"> ・第11分野 「男女平等を推進する教育・学習」、「多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実」、「学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」において取組を一層充実させることが示された。 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正（H26.1） <ul style="list-style-type: none"> ・生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者が保護命令や一時保護等の支援対象に追加された。 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」未成立（H27?）
県の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の第二次改訂（H22.12） <ul style="list-style-type: none"> ※H27年度改訂予定 ○「第3次鳥取県男女共同参画計画」策定（H24.3）

【性暴力】	
国際的な動き	<ul style="list-style-type: none"> ○国連の勧告「女性20万人につき1か所のレイプ・クライシスセンターを設置すべき」（H22） <ul style="list-style-type: none"> ・2010年に出された国連の「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」では、女性20万人につき1か所のレイプ・クライシスセンター（被害者に必要十分なサービス（妊娠検査、緊急避妊措置、妊娠中絶、性行為感染症・怪我の治療、カウンセリング）を警察に被害届を出すか否かにかかわらず公費で提供するセンター）を設立すべきとしている。
国の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○「第二次犯罪被害者等基本計画」の策定（H23.3） <ul style="list-style-type: none"> ・第二次犯罪被害者等基本計画では、ワンストップ支援センターの設置促進の施策が複数盛り込まれた。
県の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県性暴力被害者支援連携ネットワーク検討準備会の設立（H26.4） <ul style="list-style-type: none"> ・本県では、平成25年度から被害者支援に関する機関・団体と情報共有・意見交換を行っており、平成26年4月には関係機関・団体と性暴力被害者支援連携ネットワーク検討準備会を立ち上げ、検討を進めている。

【③障がいのある人の人権問題】	
国際的な動き	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者権利条約」の批准（H26.1）、発効（H26.2） <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の人権・基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を目的とし、障がい者の権利の実現のための措置等を規定したもの。

国の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○「改正障害者自立支援法」公布（H22.12） ○「障害者虐待防止法」公布（H23.6）、施行（H24.10） ○「障害者基本法の改正（H23.8） ○「児童福祉法」の一部改正（H24） <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児施設の一元化 ・障害児通所支援の実施主体を市町村へ移行 ・放課後等デイサービス事業等の新規事業の創設 等 ○「障害者優先調達推進法」公布（H24.6） ○「障害者総合支援法」公布（H24.6） ○「改正精神保健福祉法」公布（H25.6） ○「改正障害者雇用促進法」の成立（H25.6） <ul style="list-style-type: none"> ・法定障害者雇用率の改訂 県教委 2.0%⇒2.2%へ ○「障害者差別解消法」の成立（H25.6）、施行（H28.4） ○法定障害者雇用率の改訂（H25.4 障害者雇用促進法施行令の一部改正） ○中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が公表（H24.7） <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現に向けて、障害者の権利に関する条約に基づく、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには特別支援教育を着実に進めていく必要があるとの提言がなされた。 ○「学校教育法施行令」の一部改正（H25.9） <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童生徒の就学先決定の仕組みについて、「特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校へ就学することも可能」としていた従前の規定が改められ、個々の児童生徒について、市町村の教育委員会が、その障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることなどが規定された。
県の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○「第3期鳥取県障害福祉計画」（H24.4～H27.3） ○「鳥取県手話言語条例」の制定、施行（H25.10） ○鳥取県教育審議会より「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について（答申）」提出（H26.9） <ul style="list-style-type: none"> ・「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」という副題のもと、平成27年度から平成31年度までの今後の5年間における本県の特別支援教育の方向性を示したもの。 ○「鳥取県障がい者プラン（鳥取県障がい者計画、鳥取県障がい福祉計画）」の策定（H27.3） ○「鳥取県手話施策推進計画」の策定（H27.3） ○「鳥取県学校教育のめざすもの」を作成し、特別支援教育の指導の重点を明示。

【④子どもの人権問題】	
国際的な動き	
国の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会報告書」のとりまとめ（H21.3） <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年10月に東京都において脳内出血を起こした妊婦が死亡するという事案が発生したことを受け、厚生労働省は「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」を設置し、周産期医療と救急医療の確保と連携の在り方、課題解決のために必要な方策等について検討し、報告書を取りまとめた。 ○「周産期医療体制整備指針」の改正（H22.1）

	<ul style="list-style-type: none"> ・上記報告書において、産科領域以外の急性期疾患を合併する妊娠婦にも最善の医療が提供できるよう周産期医療対策事業を見直すことなどの提言が行われ、これを受け、「周産期医療体制整備指針」の改正（平成22年1月26日付医政発0126第1号）が行われた。 <p>○「児童扶養手当法」の改正（H22.8、H26.12）</p> <p>　児童扶養手当について、父子家庭も手当の対象に拡充。（H22.8） 　児童扶養手当と公的年金の併給制限の緩和。（H26.12）</p> <p>○「児童福祉法」の改正（H23.6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所長による親権喪失の請求、児童福祉施設長や児童相談所長による親権代行の権限などが盛り込まれた。 <p>○「民法」の改正（H24.4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議離婚の際に定める「子の監護について必要な事項」に「養育費の分担」及び「面会交流」が明示された。 <p>○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（ハーグ条約実施法）」の公布（H25.6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）締結の承認を受けて成立、公布された。 <p>○「いじめ防止対策推進法」の成立（H25.6）、施行（H25.9）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校におけるいじめの防止・早期発見・対処のための基本理念、いじめの禁止、関係者の責務などを定めた。実態に応じた「いじめ防止基本方針」の策定を国、学校は義務、自治体は努力義務として、重大な事態に対しては事実関係を明確にするための調査を義務として盛り込まれている。 <p>○「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定（H25.10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進法に基づき、文部科学大臣が、いじめの防止・早期発見・対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した。 <p>○第2次食育推進基本計画の決定（H23.3.31）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセプトを「周知」から「実践」へとし、①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進、②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進、③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進、を三つの「重点課題」に掲げた。 <p>○第2次食育推進基本計画の一部改定（H25.12.26）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校給食における国産の食材を使用する割合（食材ベース）」が新たな目標として追加された。 <p>○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」の改正（H26.6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童ポルノの定義の明確化、処罰規定の新設、インターネット事業者に係る規定の整備などが盛り込まれた。 <p>○「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の改正（H26.10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父子家庭への支援を母子家庭や寡婦と同様の水準まで拡充。（父子福祉資金の創設）
県の動き	<p>○「とつとり若者自立応援プラン」の策定（H24.3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援推進法に基づく鳥取県の子ども・若者計画として、計画期間を平成24年度から26年度の3年間とし、青年期以降の課題について県の取組方針を明らかにする「とつとり若者自立応援プラン」を策定した。 <p>※H26年度現在改訂作業中。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○「鳥取県周産期医療体制整備計画」の策定 (H23.5) 及び改正(H25.4) <ul style="list-style-type: none"> ・上記指針」の改正が行われたことを勘案し、本県においてはこれまでの取組みを踏まえつつ周産期医療の在り方を検討し、平成23年度に「鳥取県周産期医療体制整備計画」を策定し、鳥取県保健医療計画の改正と併せて、平成25年度に改正した。 ○「鳥取県教育振興基本計画」の改訂 (H26.3) <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に改正された教育基本法を踏まえ、中長期的に取り組むべき本県の教育課程や目指すべき姿の共通認識とその実現に向けて、平成26年度から平成30年度までの5年間の本県教育施策を示すもの ○「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」の策定(H26.3) <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県内において、いじめの防止・早期発見・適切な対処のために、学校・家庭・地域をあげて取り組む理念や内容について示した。また、県の基本方針と併せて活用するため、平成24年に改訂した「鳥取県いじめ対策指針」をもとに「いじめ防止対策ガイドブック」を作成した。 ○「鳥取県青少年健全育成条例」の一部改正 (H26.10.1 施行) <ul style="list-style-type: none"> ・青少年がインターネットから有害情報の閲覧や犯罪被害等に遭わないため、携帯ゲーム機や携帯型音楽プレーヤー等インターネットに接続できる機器にはペアレンタルコントロール等の措置を行うなど保護者の努力義務を規定するなど、青少年が安全で安心してインターネットを利用できるよう条例を改正した。 ○「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定 (H22.3) ○「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」の改訂 (H27.3) <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭支援施策の方向性を示し、総合的活計画的な支援を推進するための計画を定めた。(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく計画) ○「鳥取県家庭的養護推進計画」の策定 (H27.3) <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的養護の推進や職員(養護)の質の向上を図ることによる社会的養護体制の充実を目的として、平成27年度から41年度の15年間に取り組むべき方策を定めた「鳥取県家庭的養護推進計画」を策定した。 ○食のみやことつとり～食育プランへの改定 (H25.3) <ul style="list-style-type: none"> ・食育基本法に基づく都道府県食育推進計画としてH20.4に作成した計画について、平成25年度からの5年間の計画となる二次計画を作成した。「栽培・料理・共食」の実践、食のみやこである鳥取県の特性を生かした食育に取り組むことを基本方針としている。 ○スクールカウンセラー配置 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの配置時間数を拡充し、教育相談機能の充実を図った。(H24から) ○生徒指導推進協力員・学校相談員配置 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導推進協力員・学校相談員配置校を拡充し、生徒指導上の諸問題の解決・改善を図った。(H24から) ○スクールソーシャルワーカー活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のおかれられた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会に配置。(市町村事業への補助を拡充) ○「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」の設置(H26.5) <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進法第14条の趣旨を踏まえて設置し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図っている。
--	---

【⑤高齢者の人権問題】	
国際的な動き	
国の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「介護保険制度改革」施行 (H24.4) <ul style="list-style-type: none"> ・重度の方でも在宅生活が継続できるよう、新たな介護サービスとして定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス（平成27年度より名称が「看護小規模多機能型居宅介護事業」に変更される予定）が創設された。普及は全国的にこれから課題。 ○ 「介護保険制度改革」施行 (H27.4ほか) <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者に対する介護予防訪問介護、介護予防通所介護に関し、平成27～29年度の間に、介護予防給付の位置付けから市町村事業に移行することなどを予定。 ○ 「認知症施策推進5カ年計画（オレンジプラン）」策定 (H24) 施行 (H25) <ul style="list-style-type: none"> ・H26.11に国家戦略として位置づけられた。
県の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第5期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画」策定(H24.3) <ul style="list-style-type: none"> ・平成24～26年度の市町村介護保険事業等への支援計画 ○ 「第6期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画」策定予定(H27.3) <ul style="list-style-type: none"> ・平成27～29年度の市町村介護保険事業等への支援計画

【⑥外国人の人権問題】	
国際的な動き	
国の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「外国人登録法」廃止 (H24) ○ 「入管法」改正 (H24) ○ 「出入国管理及び難民認定法」改正 (H25)
県の動き	

【⑦病気にかかわる人の人権問題】	
国際的な動き	
国の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域医療再生基金制度」の創設 (H21.6) <ul style="list-style-type: none"> ・国の経済危機対策の一環で、都道府県が地域の医療課題の解決に向けて「地域医療再生計画」を策定し、その取組を進めることとなり、そのための基金が造成されることとなった。 ○ 「障害者総合支援法」の適用(H25) <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月から難病患者に障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが利用可能となった。 ○ 「医療介護総合確保促進法」の制定(H26.6) <ul style="list-style-type: none"> ・地域における効率的で質の高い医療提供体制の構築と、希望場所で適切な医療・介護を受けられるための地域包括ケアシステムを構築し、医療介護の総合的な確保を推進することとなった。 ○ 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行(H27) <ul style="list-style-type: none"> 「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成26年5月に成立し、指定難病の患者に対する医療費助成等が法的に整備された。
県の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「鳥取県地域医療再生計画」の策定(H22.1～)

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療再生基金を活用した事業に取り組むための計画を作成し、地域の医療機関が連携するための地域連携クリティカルパス（医療機関が連携した診療計画）を作成し、その普及を図るとともに、在宅医療推進のための連携なども推進した。なお、計画の期間は平成25年度までであり、その間基金を2回積み増しし、その都度計画を策定した。 ○「医療介護総合確保促進法に基づく鳥取県計画」の策定（H26.10） <ul style="list-style-type: none"> ・地域における効率的で質の高い医療提供体制の構築、地域包括ケアシステムの構築を進めるための計画を策定し、その取組のための基金を造成した。
--	---

【⑧刑を終えて出所した人の人権問題】	
国際的な動き	
国の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域生活定着促進事業」の創設（H21年度） ○「地域生活定着支援センター」を全都道府県に開設（H23年度末） ○「再犯防止に向けた総合対策」（H24.7：犯罪対策閣僚会議） <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所等、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進めるとともに、帰住先の確保を強力に推進する。」 ○「更生保護法」の改正（H25.6） <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察対象者の一部に「特別遵守事項」として社会貢献活動の実施が義務づけられたもの（H27.4施行） ○「世界一安全な日本」創造戦略（H25.12：閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉の支援が必要な受刑者等に対して、釈放後速やかに福祉サービスを受けることができ、また、帰住先の確保及び釈放後の地域への定着が促進されるよう、保護観察所と地域生活定着支援センターとの連携、弁護士等専門家の法的助言の活用等を推進する。」
県の動き	○「鳥取県地域生活定着支援センター」の設置（H22.7）

【⑨犯罪被害者等の人権問題】	
国際的な動き	
国の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2次犯罪被害者等基本計画」の策定（H23.3） <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第8条により、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされていることを受け、平成23年3月に、同年4月から平成27年度末までを基本計画とする「第2次犯罪被害者等基本計画」が策定された。
県の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○「犯罪のないまちづくり推進計画」の改定（H24.1、H27.1） <ul style="list-style-type: none"> ・本県の犯罪のないまちづくりを推進するための施策等をとりまとめた「犯罪のないまちづくり推進計画（H21.1策定）」を社会の情勢の変化に対応するため、それぞれ23年度から25年度、平成26年度から28年度までの3年間を計画期間として改定した。

【⑩性的マイノリティの人権問題】	
国際的な動き	
国の動き	
県の動き	

【⑪非正規雇用等による生活困難者的人権問題】	
国際的な動き	<ul style="list-style-type: none"> ○「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の一部改正（H22.3） <ul style="list-style-type: none"> ・高校授業料無償化・就学支援金支給制度（H22.4～） ○「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定（平成20年に策定された基本方針は廃止）（H25.7）
国の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○「子どもの貧困対策の推進に関する大綱」の策定（H25.3） ○「子どもの貧困対策推進法」の施行（H25.6） ○「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の一部改正（H25.12公布） <ul style="list-style-type: none"> ・修学支援金支給に所得制限、奨学給付金事業開始（H26.4～） ○「生活保護法」一部改正（H26.7） ○「生活困窮者自立支援法」施行（H27.4）
県の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○町村福祉事務所の設置。（H22） <ul style="list-style-type: none"> ・H24.4 時点で三朝町、大山町以外の町村には福祉事務所設置 ○生活困窮者自立支援モデル事業を実施（県社協へ委託）（H25.11～27.3）

【⑫個人のプライバシーの保護】	
国際的な動き	<ul style="list-style-type: none"> ○「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の公布（H25.5.31） <ul style="list-style-type: none"> ・本年10月に国民への付番が始まり、平成28年には番号利用が開始される。これにより、社会保障・税・災害対策分野の一部の個人情報が個人番号と紐付けられ、識別性の高い情報として管理されることとなる。 ○「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」の改正等（予定） <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関や民間企業が保有する膨大なパーソナルデータを商業目的に利活用できるよう個人情報保護法等、関連法令の改正が予定されている。
国の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○サイバーセキュリティ基本法公布（H26.11.12） <ul style="list-style-type: none"> ・我が国のサイバーセキュリティに関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項が定められた。
県の動き	

【⑬インターネットにおける人権問題】	
国際的な動き	
国の動き	
県の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県青少年健全育成条例の改正 (H25.1) ○鳥取県青少年健全育成条例の改正 (H25.3) ○鳥取県青少年健全育成条例の改正 (H26.7)

新規【ユニバーサルデザインの推進】	
国際的な動き	<ul style="list-style-type: none"> ○ISO(国際標準化機構)／COPOLCO(消費者政策)委員会活動 <ul style="list-style-type: none"> チュニジアで第20回総会 (H10) <ul style="list-style-type: none"> ・日本が議長国を務める「高齢者などの特別支援」→(ニーズワーキング:WG) ・ユニバーサルデザインとアクセシブルデザインの原則採用とガイドラインの策定 ○障害者権利条約 <ul style="list-style-type: none"> ・第61回国連総会において採択 (H18.12) ・日本政府採択 (H19.9) <p>※世界各国のUD関係者を集め、2年に一度アメリカで国際会議 (H10~)</p>
国の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者基本法や障害者差別解消法」の成立 (H25.12)
県の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県人権施策基本方針(第二次改訂) (H22) <ul style="list-style-type: none"> ・施策を充実させるため、人権施策を再点検し、人権尊重の社会づくりの取組を進める。 ○「UDに配慮したカイゼンの取組」(H23) <ul style="list-style-type: none"> ・各所属が専門家からのアドバイスを受け、UDの意識付けを行う。 ○「県庁UD運動」(H24) ○「カラーユニバーサルデザイン」の推進 (H26)

【その他】	
国際的な動き	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育と研修に関する国連宣言」の採択 (H24.2)
国の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更 (H23.4) <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・啓発の推進方策に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加された。
県の動き	<ul style="list-style-type: none"> ○「鳥取県人権教育基本方針」の改訂 (H24.1)